

令和4年8月 教育委員会臨時会 会議録

- 1 開催年月日 令和4年8月23日（火）
- 2 開催場所 神奈川県庁東庁舎9階教育委員会会議室
- 3 開会時刻 9時30分
- 4 閉会時刻 10時44分
- 5 出席した教育長及び委員
花田 忠雄 教育長
下城 一 委員（第一教育長職務代理者）
河野 真理子 委員（第二教育長職務代理者）
吉田 勝明 委員
笠原 陽子 委員
佐藤 麻子 委員
- 6 出席職員
教育局長 田代 文彦
県立高校改革担当局長 杉山 正行
副局長 江藤 政克
教育参事監 宮村 進一
総務室長 市川 秀樹
行政部長 大場 勇人
インクルーシブ教育推進担当部長 田所 健司
指導部長 濱田 啓太郎
支援部長 古島 そのえ
生涯学習部長 吉田 美和子
企画調整担当課長 櫻山 周
管理担当課長 高橋 敦
行政課長 増田 慎
財務課長 山下 芳彦
参事兼高校教育課長 増田 年克
保健体育課長 富澤 桂子
子ども教育支援課長 下反 達二
学校支援課長 能條 直幸
特別支援教育課長 片山 葉子
- 7 提出議題 次葉のとおり
- 8 会議録作成者 書記 中村 怜

教育委員会 8月臨時会 会議日程

日時 令和4年8月23日（火）9時30分から
場所 神奈川県庁東庁舎9階 教育委員会会議室
（オンライン会議システムを併用）

1 議事

日程第1

- | | |
|----------|-------------------------------|
| 臨教第21号議案 | 令和5年度神奈川県立高等学校等使用教科用図書の採択について |
| 臨教第22号議案 | 令和4年度教育委員会の点検・評価について |
| 臨教第23号議案 | 令和4年第3回県議会定例会への提案に係る意見の申出について |
| 臨教第24号議案 | 人事案件について |
| 臨教第25号議案 | 人事案件について |

教育委員会 8月臨時会 会議録

教育長 ただいまから教育委員会 8月臨時会を開会いたします。
本会議は「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」第14条第3項に定める定足数に達しており、有効に成立しております。
なお、本日は「神奈川県教育委員会会議規則」第16条の2第2項に基づくオンライン出席により、関係職員が出席することを認めております。
本日の会議録署名委員でございますが、佐藤委員にお願いしたいと思いますのでよろしくお願いいたします。

佐藤委員 (了解)

教育長 本日の議題としましては、日程第1として「令和5年度神奈川県立高等学校等使用教科用図書の採択について」ほか4件の付議案件がございます。
お諮りいたします。本日の日程のうち、日程第1の臨教第22号議案は、議会に報告する案件で、会議を公開することにより教育行政の公正又は円滑な運営に支障が生ずるおそれのある案件であります。また、臨教第23号議案は知事への申出に関する案件、さらに、臨教第24号議案及び臨教第25号議案は人事に関する案件であります。
よって、地教行法第14条第7項ただし書及び会議規則第35条第1項に基づき、会議を非公開にしたいと思いますが、ご異議はございませんか。

全委員 異議なし。

教育長 ご異議がないものと認め、そのように決しました。
それでは、非公開の案件は後で審議することとし、先に公開の案件に入りたいと存じます。
それでは、会議規則第22条の2の規定により、ここからの進行を下城委員にお願いいたします。

下城委員 それでははじめに、日程第1の臨教第21号議案に入ります。

臨教第21号議案 令和5年度神奈川県立高等学校等使用教科用図書の採択について
説明者 増田高校教育課長

高校教育課長 臨教第21号議案についてご説明します。議案名は「令和5年度神奈川県立高等学校等使用教科用図書の採択について」です。

はじめに、ファイル番号01、臨教第21号議案「令和5年度神奈川県立高等学校等使用教科用図書の採択について」をお開きください。令和5年度に神奈川県立の高等学校及び神奈川県立の中等教育学校の後期課程で使用する教科用図書について、本ファイルの3/369ページから369/369ページの案「令和5年度使用教科書選定一覧」のとおり採択いたしたく、ご審議をお願い申し上げます。2/369ページ目にお進みください。「令和5年度使用教科書選定一覧」に掲載されている学校を示しております。ご確認ください。なお、高等学校の教科書と中等教育学校の後期課程の教科書とは、法令等の定めなどがほぼ同じですので、高等学校の教科書を例に挙げながら説明させていただきます。

まず、教科書の採択の法的根拠についてです。こちらは資料にはありませんが、「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」第21条で、教育委員会の職務権限の一つとして「教科書その他の教材の取扱いに関する事」が定められております。これを受けて、「神奈川県立高等学校の管理運営に関する規則」第12条において、「高等学校において使用する教科書は、神奈川県教育委員会が採択したものでなければならない」と規定されておりますので、本日、採択をお願いするものです。

それでは資料の3/369ページをお開きください。まずはじめに、一覧資料の概要についてご説明させていただきます。平成30年に告示された学習指導要領、いわゆる新学習指導要領が、高等学校においては、令和4年度入学生からの実施となっております。今年度は、新学習指導要領に基づいて編集された教科書と、平成21年に告示された学習指導要領に基づいて編集された教科書、この2種類に分かれております。例えば、資料をご覧ください、鶴見高等学校1段目の種目のところには、「1 現代の国語」となっており、教科書番号記号は「現国 708」とあり、使用学年が「1」となっております。このような教科書が、平成30年に告示された学習指導要領に基づいて編集された教科書であり、主に令和5年度入学生、1学年が使用する教科書となります。また、少し下にいった5段目の種目をご覧くださいと、「8 (H21)国語表現」と記載されております。「(H21)」とある教科書については、平成21年に告示された学習指導要領に基づいて編集された教科書であることを意味しており、主に3年生、定時制については4年生が使用する教科書となっております。

次に、採択手続きについてです。お手数ですが、ファイル01-2「臨教第21号議案関係」をお開きいただき、1/5ページ目をご覧ください。ここには、「令和5年度神奈川県立高等学校等使用教科用図書採択方針」があります。次に、2/5ページ目にお進みいただくと、「神奈川県立高等学校等使用教科書採択関係図（令和5年度使用教科書）」があります。ここには、高等学校等の教科書採択の流れをお示しております。ただいまの採択方針に基づき、この図の右端の上、「高等学校等」とありますが、この欄にある「教科書選定会議」を各学校の校長が主宰し、使用希望教科書を選定した上で、7月に教育長あてに報告をしております。この報告を受けて、少し下の真ん中の欄になりますが、8月4日（木）に「神奈川県立高等学校等令和5年度使用教科書調査委員会」を開催しました。この会議において、各学校の使用希望教科書選定理由について点検をいただいております。この会議の結果を踏まえたものが、今回の提案ということになります。なお、この会議での詳しい内容については、後ほどご

報告させていただきます。

では、各学校における教科書選定の過程について、二つの高等学校を例にとつてご説明させていただきます。3/5ページにお進みください。「選定の際に考慮する教育方針等」ということで、5点挙げられております。読み上げについては省略させていただきますが、鶴見高等学校では、これらの方針を考慮して、令和5年度に使用する希望教科用図書の選定を行っております。4/5ページをご覧ください。例として、「現代の国語」をご覧ください。ここでは、数研出版の「現代の国語」を1年次で使用する教科書として選定しております。選定理由をご覧くださいと、大きな枠の中になりますが、「数研の「現代の国語」、東書の「精選現代の国語」、大修館の「現代の国語」の3点を候補として比較検討し、数研の「現代の国語」を新たに選定することとした」とあります。こちらは、選定の第一段階として、当該高等学校における教育方針等に基づいて、高等学校用教科書目録に掲載されている「現代の国語」の教科書の中から候補を絞り込んだということが示されております。続いて、「この中で、今年度使用している東書の「精選現代の国語」と比べ、学習の要点が明確である上、学習内容が相互に関連付けられながら適切に配置されている点が本校の生徒により適していると判断した」と記載しております。この部分では、3点に絞った後、生徒の立場に立って教科書の特長を考慮し、最終的に1点を選定した理由が記載されております。原則として、どの学校のどの科目についても、この記載と同様に、選定理由の記載に当たっては、3点程度の教科書に絞り、最終的に1点を選定したことが明確になるように記載しております。また、科目によっては、発行される教科書が1点しかないものがあります。例として、神奈川工業高等学校の専門教科、工業を例に説明させていただきます。5/5ページにお進みください。1段目、「工業技術基礎」という科目があります。ここでは、実教出版の「工業技術基礎」という教科書が選定されております。選定理由の読み上げは省略しますが、この教科書は、工業科の科目「工業技術基礎」の教科書としては、唯一発行されるものです。この場合には候補の絞り込みはできませんが、当該教科書を研究し、教科書選定に取り組んでいることが示されております。ここで全ての学校のご説明はできませんが、この2校と同様に、各科目の教科書を全て選定対象として検討した上で、校長が適切に使用希望教科書を選定しております。なお、各学校の「教育方針」及び「選定理由」については、参考資料としてファイルを添付しておりますので、後ほどご確認いただければと思います。

続いて、先ほど申し述べた教科書調査委員会での調査の状況についてご報告させていただきます。8月4日（木）に、事務局職員、県立高校の校長、外部有識者、県高等学校PTA連合会役員などを委員とする「神奈川県立高等学校等教科書調査委員会」を開催しました。この会議で、各学校から提出された使用希望教科書の選定理由について、分かりやすい記述となっているか、記述に誤りはないかなどの点検をいただいたところ、分かりやすく誤りのない記載であるということが確認でき、各校において適切に選定が行われていたというご意見をいただいたところです。会議の中でPTA連合会の方からは、「生徒の興味・関心を引いたり、学習に適したりしているという理由で判断されていることや、選定理由の内容が集約されていたことが感じられました」というご意見をいただきました。また、今年度からご参加いただい

る大学の准教授の先生からは、「教科書を三つに絞り、その中から自校の生徒に適している理由を記載するという形式で書かれていることが分かりやすい。社会的に説明が重要になっている中で、外部への説明として耐えうる形になっている」というご意見をいただいたところです。

教科書選定に関して、ご説明は以上となります。ご審議のほど、よろしくお願い申し上げます。

下城委員 最後の8月4日の教科書調査委員会についてのご報告は、資料2/5ページの下段のところに記載がありましたか。

高校教育課長 内容については、申し訳ございませんが資料には記載はしておりませんので、口頭でのご説明ということになります。

下城委員 それでは、質問がありましたらお願いいたします。いかがでしょうか。笠原委員。

笠原委員 1点、基本的なことをお尋ねしますが、各学校で行われる教科書選定会議のメンバーというのは、県立の高等学校とそれから中等教育学校の後期は同じという理解でよろしいですか。

高校教育課長 ほぼ同じ形になっていると思います。

笠原委員 具体的にどういう形なのか。

高校教育課長 管理職が入り、そして各教科の主任等の意見を聞いた上で、あとは総括教諭が入っているという形で実施されていることが圧倒的に多いということです。基本的には学校長が主宰をしますので、そこでメンバーの選定をするという形をとっております。

笠原委員 中等教育学校のときには、2校ともに学校事務職員が入っていたのですが、高等学校のこの選定会議の中には事務職は入っていないですか。

高校教育課長 一部事務長が入っている学校もありますので、そこは学校によって若干差異があるというふうに存じ上げております。

笠原委員 細かいようなのですが、一部というのはどれくらいですか。

高校教育課長 詳細はこちらの方で確認します。

笠原委員 割と少ないのですか。

高校教育課長 比較的多いかというふうには思います。

笠原委員 それは学校長の判断に任せていると。

高校教育課長 基本的には企画会議をベースに行っているという学校が多くありますので、そういう場合には事務長が入っているケースもあります。

笠原委員 分かりました。事務職の位置付けも変わってきて、教職員と同等で司るという形になってきたときに、学校の中に様々な視点をもった方々がいらっしゃるわけですから、そういう方が選定会議の中に入って、教員とは違う視点から見ていくということも必要なのかなという認識がありました。中等教育学校2校とも入っていたので、そういう視点から選定会議を開催されているのかなと思ったものですから、県立の高等学校はどうかと思いましたけれども。分かりました。今後に向けて、またよろしくお願いします。

下城委員 他にいかがでしょうか。

私から一つ。先ほどの8月4日の教科書調査委員会、各校の校長先生から選定理由を付して、その結果をこの委員会に持ち寄られたという。それについて、調査委員会の方から、先ほどのご報告の中に、その選定理由の文章が明瞭であるかというようなところを点検したとありましたが、それ以外に、修正意見とかそういうものは出なかったということでしょうか。

高校教育課長 今回、特にこの教科書は適切ではないとか、この教科書を変えるべきといったご意見をいただくことはありませんでした。

下城委員 他にいかがでしょうか。よろしいでしょうか。

それでは質問がないようでしたら、採決について教育長にお願いしたいと思えます。

教育長 それでは、ただいまの臨教第21号議案について、原案のとおり決することでご異議ございませんか。

全委員 異議なし。

教育長 ご異議がないものと認め、原案のとおり決しました。
引き続き、下城委員お願いします。

下城委員 それでは次に、臨教第22号議案に移ります。

ただいまから非公開の会議に入りたいと思います。会議規則第35条第2項の規定により出席する職員として、教育局長、県立高校改革担当局長、副局长、教育参事監、総務室長、行政部長、インクルーシブ教育推進担当部長、指導部長、支援部長、生涯

学習部長、企画調整担当課長、管理担当課長、高校教育課長、保健体育課長、子ども教育支援課長、学校支援課長、特別支援教育課長を指定します。

(9時51分非公開の会議に入り、10時44分公開の会議に戻る)

教育長 以上をもちまして、本日の日程は全て終了いたしましたので、これにて閉会とさせていただきます。

令和4年8月23日

会議録作成者 書記 中村 怜

<非公開会議審議等結果>

日程第1

臨教第22号議案

- ・ 企画調整担当課長から説明の後、質疑を行った。
- ・ 全委員異議なく、原案のとおり決定された。

臨教第23号議案

- ・ 財務課長から説明の後、質疑を行った。
- ・ 全委員異議なく、原案のとおり決定された。

臨教第24号議案

- ・ 行政課長から説明の後、質疑を行った。
- ・ 全委員異議なく、原案のとおり決定された。

臨教第25号議案

- ・ 行政課長から説明の後、質疑を行った。
- ・ 全委員異議なく、原案のとおり決定された。